

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課 児童給付担当室

契約業者名・住所	株式会社アイネス 営業本部 本部長 渡邊 聖志 (東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号)
工事等の名称	令和8年度物価高対応子育て応援手当に伴う大量出力業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和8年8月31日まで
契約金額	1, 017, 890円
工事等の概要	令和8年度物価高対応子育て応援手当に伴う各種帳票出力・加工等
随意契約の理由	本市では、「物価高対応子育て応援手当支給事業」に関するシステム構築を株式会社アイネスに委託している。「大量出力業務」は、システムに登録した各種通知書とともに、案内チラシ等の同封物を市民に送付するものである。 送付にあたっては、通知書の印刷、同封物の印刷、封筒の印刷、封入、封かん、郵便発送の作業が必要となる。このうち、通知書の印刷は、システムからの出力であるため、株式会社アイネスによる作業が最も効率的であることが明らかである。 また、使用する封筒と同封物は、通知書の種類によって異なるため、通知書と同じ時期に印刷をすることで、その後の封入作業が効率的となり、誤封入の防止にも繋げることができる。 さらに、封入、封かん、郵便発送まで同社に委託することで、市に一旦納品された後に、市が封入、封かんを行う手間が削減されるため、市民の手元にはより早く通知書が届くこととなり、本手当の迅速な支給に繋げることが可能となるものである。 以上、通知書印刷にはシステム操作が不可欠であること、封筒や同封物は通知書の種類ごとに分ける必要があることから、システムの構築元である株式会社アイネスによる業務が最も効率的であり、また、他事業者では同様に効率的な業務は困難であることが明らかである。 これにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、株式会社アイネスと随意契約を行うものである。